

「久留米市市民税・県民税賦課等業務」に係る質問及び回答（令和6年7月23日回答）

No. (質問日)	質問	回答
1 (R6.7.10)	<p>【提案仕様書】P5_8-(4)③マニュアルの引継ぎについて 「受託者は履行期間終了後、業務マニュアルを次の受託者に引き継ぐこと。」と記載がございますが、現業者様からのマニュアルの引き継ぎはございますか。</p>	<p>今回公募している業務と昨年度までに委託した業務とは異なるものですので、ご質問のような引継ぎはありません。 業務マニュアルについては、仕様書5ページ8（4）のとおりです。 予め委託者が提供する資料及びヒアリングを通じて受託者で作成、提出してください。</p>
2 (R6.7.10)	<p>【提案仕様書】P9_6 扶養控除等に係る調査について 前年仕様書には記載がなかった業務かと思いますが、詳細の仕様等ございますか。（工数試算に必要な為）</p>	<p>市が提供するシステムを利用して、久留米市が保有する前年度の扶養者の情報を、今年度の課税資料を基に更新する業務です。</p>
3 (R6.7.10)	<p>【提案仕様書】P10～11 II 例月課税（通年）について 前年仕様書には記載がなかった及び詳しい記載がなかった以下の業務について、詳細の仕様等ございますか。 6. 異動届等（略称）の処理 7. 過誤納金の処理 8. 月次税通（略称）の処理 9. 住宅借入金特別控除計算書のリスト作成（前年は当初課税） 10. 返戻された通知書等の調査 11. 代表相続人の調査 12. 照会文書の回答 (工数試算に必要な為)</p>	<p>6⇒特別徴収義務者から提出される異動届（退職等により特別徴収から普通徴収への変更等の申請書）や切替申請書（就職等により普通徴収から特別徴収への変更の申請書）等の内容を確認してシステムで更新処理を行うものです。 7⇒毎月出力される市税に過誤納金が発生した者のリストを基にシステムで課税内容等を確認し、滞納がなければ還付及び還付先、滞納がある場合は滞納分へ充当等の調査・判断を行います。 8⇒毎月の〆日（25日前後）までに課税情報等の入力によって特別徴収税額が変更になった場合は、27日頃に特別徴収義務者宛ての税額通知書が出力されます。同通知書等を封筒に入れて月末に発送したり、送付不要となった事業者分を引き抜いたりする作業です。 9⇒毎月税務署から受領する住宅借入金等特別控除計算明細書を50音</p>

		<p>順に並び替えてバインダーへ綴じ、その一覧をリスト化する作業です。</p> <p>10⇒個人宛ての納税通知書や特別徴収義務者（事業所）宛ての税額通知書が居所不明等で送達されずに返送になった場合の作業です。システムへ返戻理由を入力したり、課税資料等を確認して正しい送付先が判明した場合は再送付を行ったりします。</p> <p>11⇒賦課期日（当該年度の1月1日）以降に死亡して市民税が発生した場合は相続人に納税義務が承継されます。システムにて相続人情報を確認したり、相続人調査のための各種文書を作成したりする作業です。</p> <p>12⇒他市より課税・扶養状況等照会があった際の回答を作成していただきます。回答書様式は各市町村ごとに異なりますが、回答内容はほぼ同じです。</p>
4 (R6.7.10)	<p>総括表の種類により点検・補正及び補記内容が違ってくると思いますが、おおよそ下記の割合は何パーセントくらいでしょうか。</p> <p>①市総括表（印字）</p> <p>②市総括表（手書き）</p> <p>③独自総括表</p> <p>④総括表なしのもの</p>	<p>統計をとっていませんので正確な割合は不明ですが、量的には、① > ③ > ④ > ② の順です。</p> <p>①と③を一緒に提出される事業所も多く見受けられます。</p>
5 (R6.7.10)	<p>補正時に使用する事業所検索及び新規登録のPC（業務用端末）は何台提供されますでしょうか。</p>	<p>提供台数は受託者の従事体制、提案内容等に基づいて協議のうえ決定します。</p>

6 (R6.7.10)	<p>主な補正及び補記の内容はどのようなものでしょうか。</p> <p>※この項目の補記が多いなどの内容及び割合をご教示頂けると幸いです。</p>	<p>仕様書8～9ページに記載の補正・補記のことでしたら統計をとっていませんので正確な割合は不明ですが、量的には 市民税・県民税申告書＞確定申告書＞給与支払報告書＞年金支払報告書の順です。</p> <p>市民税・県民税申告書は控除内容等の未記入欄の補記・補正、給与支払報告書はフリガナや生年月日等パンチ必要欄欠落時の補記などです。</p>
7 (R6.7.10)	<p>庁内業務中、従事者の休憩時間は庁内の休憩場所は使用することは可能でしょうか。</p>	<p>市職員専用の休憩所は使用できませんが、2階のフリー休憩スペースは使用していただいて構いません。</p>
8 (R6.7.10)	<p>当初課税期間体制について質問</p> <p>①繁忙期を含めた1月～3月の平均従事者人数（OP人数）</p> <p>②4月～6月の平均従事者人数（OP人数）</p>	<p>提案仕様書別紙「主な業務の想定業務量」を参考に算出してください。</p>
9 (R6.7.10)	<p>例月課税期間体制について質問</p> <p>7月～12月当該期間の平均従事者人数（OP人数）</p>	<p>上記8と同じです。</p>
10 (R6.7.10)	<p>パンチ入力の運搬について</p> <p>パンチ入力会場まで伝送を行いたいが問題ないか。</p> <p>《伝送方式の説明》</p> <p>VPN回線（仮想専用線）を利用し、ウィルスチェック、暗号化したデータを独自ソフトで伝送致します。</p> <p>メリットは、搬送時間削減、搬送時のリスク削減（盗難・事故）、公共交通機関不通時でも入力作業への影響がないことが挙げられます。</p> <p>高セキュリティの伝送方式です。</p>	<p>問題ありません。</p>
11 (R6.7.10)	<p>例月課税期間体制について質問</p> <p>昨年度の運用の実績値をおしえてください。</p>	<p>想定業務量を参考にしてください。</p> <p>毎月25日前後を処理の〆日としています。原則として〆までに受理し</p>

	例えば、日々の件数が少なかった場合、ある程度の件数をまとめて処理する方式でも構わないのか。	た課税資料は〆日までに処理（チェック含む）を完了させてください。但し、資料によっては期限が別途指定されてる場合もあります。
12 (R6. 7. 10)	提出様式7について 配置予定調書ないで各責任者への保有資格の記載がありますが、資格の定義は何でしょうか。	例えば情報セキュリティ、税務会計、人材育成、研修等、本業務に有用と思われる資格を保有している場合は、該当資格を記載したうえで証拠書類の写しを添付してください。
13 (R6. 7. 12)	入札参加資格として「久留米市競争入札参加資格有資格者名簿に登載」とありますが、提出書類は無しという認識でよろしいでしょうか。	久留米市競争入札参加資格有資格を証明する関係書類の提出は不要です。 提出書類については、実施要項3、4ページ記載のとおりです。久留米市の競争入札有資格者名簿に登録があれば、一部書類の提出は不要となります。
14 (R6. 7. 12)	業務実績の配点ですが、件数が多ければ点数が高くなりますでしょうか。(例：10件→100点)	審査に直接関わるため回答できません。
15 (R6. 7. 16)	仕様書（業務内容編）I. 2. (5)eLTAX 総括表の照合及び納税者ID登録作業について、【別紙】想定業務量に記載がありませんが業務内容と業務内容と業務量を教えてください。	事業所のeLTAX（電子申告）の利用届の内容と市が把握している事業所の課税台帳の内容をシステム上で確認して紐づけを行うものです。名称や所在地が不一致の場合は諸々の情報や事業所への確認を行って特定します。処理件数は約4,000件です。業務量は約5分/件です。
16 (R6. 7. 16)	仕様書（業務内容編）I. 6 扶養控除等に係る調査について、【別紙】想定業務量には6月に22,500件とありますが現状職員様何人・何日程度の業務でしょうか。	25人、15日程度です。
17 (R6. 7. 16)	仕様書（業務内容編）II. 7 過誤納金の処理について、現状職員様何人・何日程度の業務でしょうか。	11人、4日程度です。
18 (R6. 7. 16)	仕様書（業務内容編）II. 10 返戻された通知書等の調査. 11 代表相続人の調査. 12 照会文書の回答について、【別紙】想定業務量には随時対応とありますが昨年の実績件数を教えてください。	R5年実績件数として下記のとおりです。 返戻通知書等調査件数 約133件/月 代表相続人調査件数 約300件/回（年5回程度調査あり）

		照会文書回答件数 約23件/月
19 (R6.7.16)	委託準備期間の11月から研修を実施する場合、研修場所をご提供いただけますか。	研修は原則として、受託者負担にて実施願います。
20 (R6.7.16)	新業務のマニュアルは10月末までに頂戴できますか。	仕様書5ページ8(4)のとおりです。 予め委託者が提供する資料及びヒアリングを通じて受託者で作成、提出してください。
21 (R6.7.16)	弊社は以下業務を委託実績がございます。 6.参加資格(9)の実績には該当しますでしょうか。 都道府県税コールセンター運営業務 業務内容：都道府県税に関する問合せ、納税催告業務	実施要項2ページ、6(9)に記載のとおりです。 『地方自治体における税の賦課等に関する業務』に該当するかどうかを判断することになります。